請願第２９号

資料11

業者婦人の地位向上施策を求める件

要　　　旨

　　自営業者と共に働く家族従業者について、所得税法第５６条では、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないことになっており、個人としての働き分が認められず、事業主の所得に合算されています。事業主の所得から控除される金額は、配偶者８６万円、その他家族５０万円と最低賃金にも及びません。家族従業者は働き分が正当に評価されていないことから、出産や傷病で休業した時の公的な休業保障がなく、交通事故にあった場合の補償日額が主婦５，７００円に対し、家族従業者は２，３５６円しかないなどの不利益を受けています。

　　こういった家父長的な税制を未だ放置する日本政府に対し、２０１６年に国連女子差別撤廃委員会が、所得税法が女性の経済的独立を事実上妨げているとの懸念を示し、第５６条の見直しを求める勧告を日本政府に行いました。第５６条廃止の声は党派を超えて広がり、２０２１年６月２３日現在、府内の１７市町をはじめ、全国５５６の自治体で意見書が決議されています。

　　フリーランスなど雇用によらない働き方が急増する中で、憲法に明記された個人の尊厳や法の下の平等に基づく税制と社会保障制度を求める声が広がっています。

　　また、女性への暴力や性差別は後を絶たない状況ですが、現行のセクハラやパワハラの防止措置の対象に業者婦人やフリーランスは含まれておらず、相談窓口さえありません。

　　業者婦人が安心して商売を続けられるよう、下記のとおり請願します。

記

　１　所得税法第５６条を廃止するよう国へ働きかけること。

　２　女性事業主、家族従業者及びフリーランスに対する実態調査を実施し、その結果をもとに、経営や社会保障の支援策を講じること。

　３　女性事業主、家族労働者及びフリーランスなどへの女性差別やハラスメントを禁止するための措置や相談窓口を設置すること。

　４　国民健康保険料を引き下げること。

５　国民健康保険料にかかる子どもの均等割を廃止すること。

　６　国民健康保険において、出産手当及び傷病手当を支給すること。

７　出産手当及び傷病手当を強制給付にするよう国へ働きかけること。

請　願　者　　大阪市中央区玉造２－２８－４

　　　　　　　　大阪商工団体連合会婦人部協議会

　　　　　　　　　会長　藤　江　由美子　ほか　１０，７６３人　５団体

紹介議員　　内　海　公　仁

受理年月日　　令和３年９月１５日